

年金係から

定年前で退職される方へ

60歳未満で退職される組合員および組合員の退職時に60歳未満の被扶養配偶者の方は退職後、国民年金への加入手続きが必要です。

◆ 60歳未満で退職される組合員の方

再就職により何らかの年金制度に加入するか、もしくは現職配偶者の被扶養者になる場合以外は、国民年金への加入手続きが必要です。

◆ 組合員の退職時において60歳未満の被扶養配偶者の方

組合員の退職に伴い、国民年金第3号被保険者としての資格は喪失します。組合員が再就職し、何らかの年金制度に加入する場合を除き、国民年金の加入手続きが必要です。

(*加入手続きは、お住まいの市役所、役場で行ってください。)



<他の共済組合から転入された方へ>

前に加入されていた共済組合の期間は公立学校共済組合で引き継ぐこととなりますので、資格取得時に提出していただく「年金加入期間等報告書」には、必ず過去の加入記録を記入していただくようお願いいたします。



貸付係から

退職・転出される方の貸付金の取扱いについて

退職・転出時に貸付未償還金がある場合は下記の手続きを行うこととなります。

区 分	償 還 方 法	
退職する場合	退職時に未償還金がある方は、原則として退職手当から控除いたします。 (退職者本人が手続きをする必要はありません。) 退職手当から控除しきれない場合は、4月上旬に不足分の振込用紙を自宅宛に送付いたします。 指定の金融機関に期日までにお振り込みください。	
転出される場合	他都道府県の公立学校共済組合へ	転出先の支部で引き続き償還できます。(組合員の手続きは不要)
	石川県の地方職員共済組合 市町村職員共済組合へ転出	次の償還方法から選択していただくこととなります。 (異動発表後に「償還方法申出書」をお送りいたします。) ① 自己資金で償還する。(4月に振込通知書を送付します。) ② 転出先の共済組合で借り換えて償還する。(4月に残高証明書・振込通知書を送付します。) ③ 徴収嘱託の方法で償還する。(転出先の共済組合で給与引き去りし、公立学校共済組合に償還します。)
	上記以外の共済組合へ転出	未償還元金を一括償還していただきます。 ① 自己資金で償還する。(4月に振込通知書を送付します。) ② 転出先の共済組合で借り換えて償還する。(4月に残高証明書・振込通知書を送付します。)